

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第6部門第1区分  
 【発行日】令和1年9月12日(2019.9.12)

【公表番号】特表2018-525626(P2018-525626A)  
 【公表日】平成30年9月6日(2018.9.6)  
 【年通号数】公開・登録公報2018-034  
 【出願番号】特願2018-504093(P2018-504093)  
 【国際特許分類】

G 0 1 F 1/58 (2006.01)

【F I】

G 0 1 F	1/58	R
G 0 1 F	1/58	E
G 0 1 F	1/58	C

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月31日(2019.7.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電磁流量計測器(201)のための電磁流量センサであって、  
 前記センサは、  
 基体(204)又は枠体と、  
 前記基体又は枠体を通過する通路(252)と、  
 前記基体又は枠体で支持されて前記通路を横切るように磁界を配向するための磁気回路  
 (248、295)の少なくとも一部と、  
 前記基体又は枠体で支持され、前記通路を流れる導電性流体に応じて電圧を検出するた  
 めに配置された少なくとも第一及び第二電極(298)とを備え、  
 前記磁気回路の少なくとも一部は、  
 中心磁極片(172; 292)と、  
 前記中心磁極片と前記通路の周りに沿って延び、これによって、外部磁界からの磁気ス  
 クリーンとして機能する外側磁極片(173; 295)とを備えており、  
前記通路は、前記通路の中に及びそれに沿って延びることで、前記導電性流体の流れに  
 U字型形状を与えるようにされている中心突出部(261、262、264、266)を  
 有しており、ここで、前記中央突出部は、電氣的に絶縁されており、かつ、前記中央磁極  
 片を含んでいる電磁流量センサ。

【請求項2】

請求項1に記載のセンサであって、  
 前記磁気回路部は、前記導電性流体から電氣的に絶縁されているセンサ。

【請求項3】

請求項1又は2に記載のセンサであって、  
 前記磁気回路の一部を支持している前記基体又は枠体の少なくとも一部と、少なくとも  
 前記第一及び第二電極とは、流管の単一の開口を通して前記流管に挿入可能なように構成  
 されているセンサ。

【請求項4】

請求項1～3のいずれか1項に記載のセンサであって、

前記磁気スクリーンは、欧州計量器規格仕様の強さの磁石が前記計測器に向けて配置された時に、飽和を回避するために十分な厚さの磁性材料を備えているセンサ。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載のセンサであって、  
前記基体又は枠体は、使用時において、前記導電性流体と直接的に接触していると共に

、  
前記少なくとも第一及び第二電極を除く前記導電性部材は、前記導電性流体から電氣的に絶縁されているセンサ。

【請求項 6】

部分組立品であって、  
請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の電磁流量センサと、  
計測記録器とを備え、  
前記電磁流量センサと前記流量センサとは、単一ユニットを形成する部分組立品。

【請求項 7】

請求項 6 に記載の部分組立品であって、  
前記磁気回路の一部と前記電極とは、前記計測記録器に一体的に形成されている部分組立品。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載のセンサを備える電磁流量計測器。

【請求項 9】

電磁流量計測器であって、  
流体ハウジング壁と前記流体ハウジング壁に設けられた流体ハウジング開口とを有する管状の流体ハウジングと、  
前記流体ハウジングの内部に配置されると共に、流体調整管壁と前記調整管壁に設けられた調整管開口とを有するオプション調整管と、  
請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載のセンサ、又は、センサを含む請求項 6 又は 7 に記載の部分組立品とを備え、  
前記センサは、部分的に前記流体ハウジング開口を通過すると共に少なくとも部分的に前記調整管開口を通過するように、前記管状の流体ハウジングに挿入されている電磁流量計測器。

【請求項 10】

請求項 9 に記載の計測器であって、  
前記センサは、前記管状ハウジング内に取り外し可能に挿入されている計測器。

【請求項 11】

請求項 9 又は 10 に記載の計測器であって、  
前記管状ハウジングは T 字管である計測器。

【請求項 12】

請求項 8 ~ 11 のいずれか 1 項に記載の計測器であって、  
全体流の流量計測器である計測器。

【請求項 13】

請求項 8 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の計測器であって、  
前記計測器体は、前記計測器にわたる電気保全アース接続を供給するように構成されている計測器。

【請求項 14】

請求項 8 ~ 13 のいずれか 1 項に記載の計測器であって、  
前記計測器体は、電子モジュールの電氣的参照点を供給するように構成されている計測器。